

## 令和5年度福井県人事行政の運営等の状況

福井県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年福井県条例第9号）第6条の規定に基づき、令和5年度の人事行政の運営等の状況について次のとおり公表します。

- ・知事部局、教育委員会、警察本部などの各任命権者からの報告に基づきその概要を公表しています。（P1～37）
- ・人事委員会から報告された業務の状況について、併せて公表しています。（P38～49）
- ・一部、令和6年4月1日現在の状況を公表しています。

### 1 職員の任免および職員数の状況

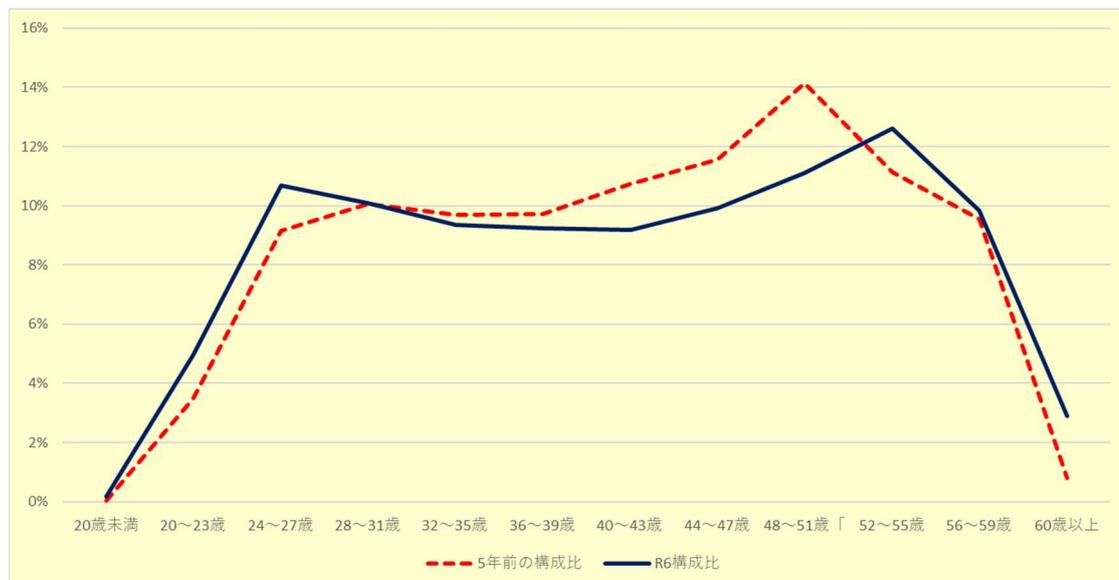
#### （1）職員数の状況

##### ①部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年4月1日現在）

区分	職員数（一般職）		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
	令和5年	令和6年			
一般行政部門	総務・企画等	757	773	16	エネルギー環境部新設等
	民生・衛生	704	677	△27	新型コロナウイルス感染症対応縮小等
	商工・労働	242	240	△2	
	農林水産	666	674	8	育樹祭対応等
	土木	635	613	△22	突発退職・採用不足等
	小計	3,004	2,977	△27	
特別行政部門	教 育	7,348	7,344	△4	
	警 察	2,080	2,069	△11	育休代替職員の減員
	小計	9,428	9,413	△15	
公営企業等 会計部門	病 院	1,142	1,180	38	育休代替職員の増員、病院の機能強化等
	そ の 他	59	54	△5	
	小計	1,201	1,234	33	
合 計	13,633	13,624	△9		

②一般行政部門の年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	5人	148人	318人	300人	278人	275人	273人	295人	331人	375人	293人	86人	2,977人

## 2 職員の人事評価の状況

### (1) 人事評価の状況

職員の執務については、その任命権者は、定期的に人事評価を行わなければならないとされています（地方公務員法（以下「法」という。）23条の2）。

人事評価は能力主義、成績主義を実現するための手段であり、各任命権者においては、こうした観点から、職員の能力や勤務実績等を総合的に評価し、その結果を配置換や昇任、昇給などの人事管理に活用することで、公務の能率的な運営を図っています。

知事部局等においては、平成19年10月から管理職（課長級以上）に仕事の成果や仕事の過程における行動・姿勢を評価する新たな人事評価制度を導入しており、平成22年4月からは一般職員（課長補佐級以下）にも導入しています。

平成28年4月からは、人事評価制度の対象者について部局長および部長級職員を含めた全ての職員に拡大するとともに、行政職・研究職・医療職ごとの職級に応じて求められる行動・姿勢（標準職務遂行能力）を定めて、人事評価を行っています。

教育委員会においては、平成22年4月から、業績や意欲・態度を評価する教職員評価システムを公立学校の全教職員対象に導入しています。

平成28年4月からは、業績と能力に分けて評価するなど、評価方法の変更を行い、評価結果を反映する人事評価制度として実施しています。

警察本部においては、平成19年4月から、地方警務官を除く全ての職員を対象に、人事、昇給、教養等の公正な基礎資料および人材育成の指針とするため、職務に関する資質、能力および実績を総合的に評価する人事評価制度を実施しています。

平成28年4月からは、警察官の階級（職員は同相当職）に応じて求められる能力（標準職務遂行能力）を定めたほか、業績と能力に分けて評価するなど、評価方法の変更を行い、人事評価を行っています。

※ 地方警務官は警察庁において実施

※ 会計年度任用職員（フルタイム）は、令和2年4月の会計年度任用職員制度運用開始に伴い、職務に必要なとされる能力の実証を行うため、行動・姿勢や業績等について人事評価を実施

## 3 職員の給与の状況

### (1) 総括

#### ①人件費の状況（普通会計決算）

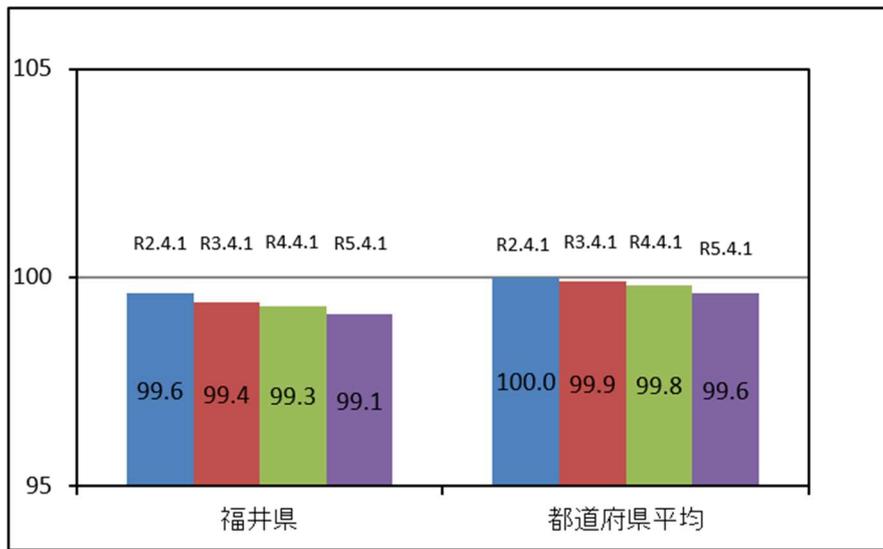
区分	住民基本 台帳人口 (5年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度 の人件費率
令和 5年度	人 748,999	千円 523,817,438	千円 6,709,032	千円 109,300,926	% 20.9	% 21.1

②職員給与費の状況（普通会計予算）

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和 6年度	人 12,346	千円 52,846,162	千円 8,613,965	千円 21,349,794	千円 82,809,921	千円 6,707

- (注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。  
2 給与費および1人当たり給与費は当初予算の額です。

③ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

(2) 一般行政職給料表の状況（令和6年4月1日現在）

(単位：円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1号給の 給料月額	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	305,400	345,200	410,300	459,900
最高号給の 給料月額	249,400	305,200	351,000	386,800	394,000	411,300	446,200	470,000	528,900

(3) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

①職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

ア 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福井県	42.5歳	320,378円	381,421円

イ 技能労務職

区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額
福井県	58.7歳	33人	292,171円	311,945円
うち校務員	58.8歳	24人	289,981円	310,401円

(注) 7人以上の主な職種について記載しています。

ウ 高等（特殊・専修・各種）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福井県	46.4歳	383,458円	425,818円

エ 小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福井県	42.9歳	360,765円	396,148円

オ 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福井県	38.0歳	324,595円	430,700円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種の職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

②職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		福井県	国
一般行政職	大学卒	202,400円	196,200円
	高校卒	170,900円	166,600円
技能労務職	高校卒	169,000円	—
	中学卒	159,500円	—
高等学校教育職	大学卒	226,100円	—
	高校卒	183,400円	—
小・中学校教育職	大学卒	226,100円	—
	高校卒	183,400円	—
警 察 職	大学卒	224,600円	227,600円
	高校卒	194,900円	191,800円

③職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和6年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	265,016円	359,332円	388,868円	398,621円
	高校卒	226,580円	290,500円	361,360円	380,615円
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—
高等学校教育職	大学卒	322,045円	398,568円	423,725円	435,289円
	高校卒	—	—	—	—
小・中学校教育職	大学卒	321,951円	392,797円	416,024円	424,686円
	高校卒	—	—	—	—
警 察 職	大学卒	285,023円	381,942円	413,197円	424,586円
	高校卒	260,757円	356,311円	400,200円	400,800円

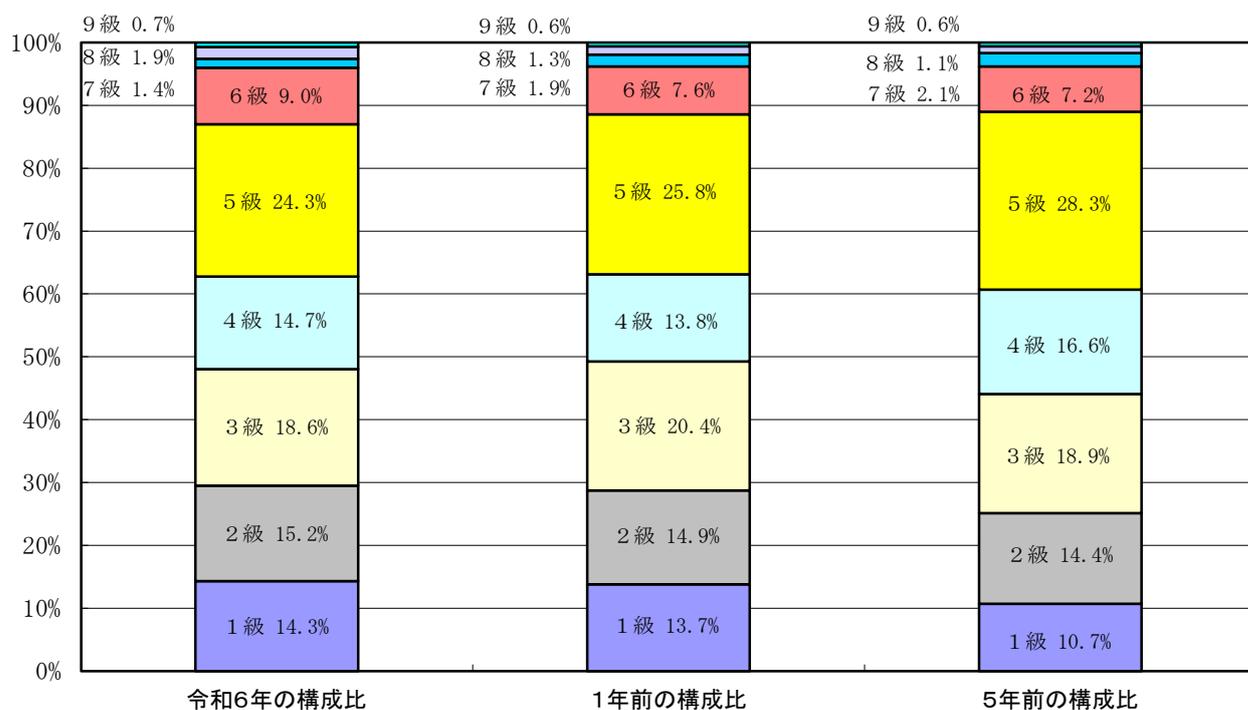
（注）該当職員が3人以下の各区分については、記載していません。  
会計年度任用職員（フルタイム）は含まれていません。

（4）一般行政職の級別職員数等の状況

①一般行政職の級別職員数の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
9 級	部長	23 人	0.7 %
8 級	副部長	62 人	1.9 %
7 級	課長	47 人	1.4 %
6 級	課長、参事	296 人	9.0 %
5 級	課長補佐	803 人	24.3 %
4 級	主任	485 人	14.7 %
3 級	企画主査、主査	616 人	18.6 %
2 級	主事	503 人	15.2 %
1 級	主事	472 人	14.3 %

- （注） 1 福井県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。  
 3 各級の構成比は小数点第二位以下を四捨五入しているため、値の合計が必ずしも100%とならない場合があります。



(注) 各級の構成比は小数点第二位以下を四捨五入しているため、値の合計が必ずしも100%とならない場合があります。

## ②昇給への勤務成績の反映状況

1 勤務成績の評定の実施状況 管理職（課長級以上）においては、平成19年10月から職員の仕事の成果や仕事の過程における行動・姿勢を評価する人事評価を実施しており、一般職（課長補佐級以下）においては、平成22年4月から実施している。
2 昇給への勤務成績の反映状況 管理職においては、平成20年度から人事評価結果を昇給に反映。 一般職においては、平成22年度から人事評価結果を昇給に反映。

## (5) 職員の手当の状況

### ①期末手当・勤勉手当

福 井 県	国
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,666 千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 特定幹部職員 2.05月分 2.45月分 特定幹部職員以外 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 特定幹部職員 2.05月分 2.45月分 特定幹部職員以外 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。  
会計年度任用職員（フルタイム）は含まれていません。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

1 勤務成績の評定の実施状況 管理職（課長級以上）においては、平成19年10月から職員の仕事の成果や仕事の過程における行動・姿勢を評価する人事評価を実施しており、一般職（課長補佐級以下）においては、平成22年4月から実施している。
2 勤勉手当への勤務実績の反映状況 管理職においては、平成20年6月期から人事評価結果を勤勉手当に反映。 一般職においては、平成22年12月期から人事評価結果を勤勉手当に反映。

②退職手当（令和6年4月1日現在）

福 井 県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)	
1人当たり平均支給額	2,261千円	19,849千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

③地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			982,599,141円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			66,985円
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度（支給率）
東京都特別区	31人	20%	20%
大阪府大阪市	8人	16%	16%
茨城県つくば市	1人	16%	16%
医師・歯科医師	126人	16%	16%
愛知県名古屋市	3人	15%	15%
千葉県千葉市	1人	15%	15%
京都府京都市	6人	10%	10%
石川県金沢市	1人	3%	3%
福井市	7,303人	1.4%	3%
福井市を除く福井県内	7,185人	1.4%	0%
海外他	4人	0%	0%
平均支給率		1.6%	1.7%

(注) 「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。

④特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		885,089千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		148,800円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		38.7%		
手当の種類（手当数）		33		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (5年度決算)	左記職員に対する 支給単価
職員等の研修機関の教務に従事する職員の手当	消防学校に勤務する職員	研修における実技訓練	千円 110	日額550円
県税事務に従事する職員の手当	県税事務所、嶺南振興局税務部等に勤務する職員等	県税の賦課徴収等に関する事務	千円 739	日額810円
感染症防疫等作業に従事する職員の手当	健康福祉センター、県立病院、家畜保健衛生所等に勤務する職員等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症に汚染されている患者の看護、家畜伝染病の病菌に汚染されている家畜の飼育、口蹄疫、鳥インフルエンザのまん延防止作業	千円 3,840	日額300円～760円
精神保健指定医等の職員の手当	精神保健指定医および健康福祉センターに勤務する保健師	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づく診察、精神保健法の規定に基づく在宅の精神障害者を訪問して行う相談指導等の業務	千円 178	日額350円～400円
麻薬取締業務に従事する職員の手当	健康福祉部医薬食品・衛生課に勤務する職員	麻薬及び向精神薬取締法の麻薬取締員としての業務	千円 25	日額550円
特殊病棟等に勤務する職員の手当	県立病院に勤務する理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、看護師、薬剤師、栄養士等	患者のリハビリテーション、人工透析、手術における臨床工学業務、救急患者の看護、救急患者を収容するための病棟の入院患者の看護、精神病患者に直接接して行う栄養指導・服薬指導、内視鏡手術の直接補助業務、抗がん剤調剤業務	千円 5,468	日額240円～330円または勤務1回につき240円
(特殊病棟等に勤務する職員の手当の特例)	県立病院に勤務する看護師等	高度治療を要する患者を収容するための病棟における高度治療を要する入院患者の看護業務	千円 92	日額480円
社会福祉業務等に従事する職員の手当	健康福祉センター福祉課、総合福祉相談所、児童・女性相談所または特別支援学校等に勤務する職員	児童福祉や精神保健等に関する相談、指導の業務または入所者等の介助、指導の補助業務	千円 478	日額250円～520円
医療業務等に従事する職員の手当	健康福祉センター、県立病院、こども療育センター等に勤務する医師および歯科医師	医療業務または公衆衛生業務	千円 131,858	日額1,000円～5,000円
看護業務等に従事する職員の手当	県立病院に勤務する看護師等	看護業務その他の医療サービスを患者に提供する業務	千円 85,666	月額8,600円
死体処理作業に従事する職員の手当	県立病院に勤務する職員および警察の職員	人の死体の解剖、検視等の作業	千円 18,996	1体につき1,600円～3,200円
放射線取扱作業等に従事する職員の手当	こども療育センターまたは県立病院に勤務する診療放射線技師、原子力環境監視センターにおいて放射性同位元素または人体に有害な放射線を使用して行う試験研究業務に従事することを常例とする技術職員等	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業、放射性同位元素等を使用して行う試験研究業務等	千円 3,937	日額240円～400円
危険な細菌の研究等に従事する職員の手当	健康福祉センター、衛生環境研究センターに勤務する病理細菌技術職員等	危険な細菌の研究、検査の業務等	千円 378	日額300円～410円
夜間看護等に従事する職員の手当	県立病院、こども療育センターに勤務する看護師、助産師等	正規の勤務時間における看護等の業務のうちその一部または全部が深夜において行われる業務等	千円 173,441	勤務1回につき1,620円～7,300円
潜水作業に従事する職員の手当	水産試験場または栽培漁業センター等に勤務する職員もしくは警察の職員	潜水作業	千円 21	1時間につき310円～1,500円

用地交渉業務に従事する職員の手当	農林総合事務所、土木事務所、ダム建設事務所等に勤務する職員のうち、用地交渉業務に従事する職員等	勤務公署以外の場所において行う、土地の取得、土地の取得に伴う物件の移転等の交渉	千円 2,479	日額810円～1,210円
特殊現場作業に従事する職員の手当	農林総合事務所、土木事務所等に勤務する職員等	地上もしくは水面10メートル以上の足場の不安定な箇所、傾斜が40度以上で高さが15メートル以上の傾斜地で行う調査、測量、検査、監督等の作業等	千円 1,051	日額300円～450円
災害応急作業等に従事する職員の手当	職員	県の管理する道路、河川等に豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生した場合等に行う巡回監視、災害警備、遭難救助等の作業	千円 2,887	日額710円～2,160円
(東日本大震災に対処するための特例)	職員	福島原発の敷地内およびその周辺において、該当する区域で行う作業	/	日額660円～40,000円
(特定大規模災害等のための特例)	職員	原子力緊急事態宣言があった場合において行う作業		人事委員会が定める額
危険薬剤または有害物質の取扱作業等に従事する職員の手当	衛生環境研究センター、農業試験場等に勤務する職員	特に危険性を有する薬剤を取り扱う業務または人体に有害な物質の発生を伴う業務等	千円 580	日額230円
家畜等取扱作業に従事する職員の手当	畜産試験場、県営牧場および健康福祉センターに勤務する職員	精液の採取のために種雄畜を制する作業、狂犬病予防法に基づく犬の捕獲または処分等の作業、繁殖または飼養管理のために牛を制する作業	千円 354	日額240円～440円
家畜保健衛生業務に従事する職員の手当	家畜保健衛生所に勤務する獣医師である職員	家畜保健衛生所法に掲げる家畜保健衛生所の事務	千円 3,251	日額1,080円
爆発物取締等作業に従事する職員の手当	防災安全部消防保安課に勤務する職員または警察の職員	火薬類、高圧ガス等の取締作業、特殊危険物質（サリン等）の処理作業等	千円 78	日額250円～5,200円
教育施設の教務等に従事する職員の手当	看護専門学校において教務に従事することを本務とする職員および産業技術専門学院に勤務する職業訓練指導員	看護専門学校の学生に対する講義等または職業訓練施設の訓練生の職業訓練	千円 3,736	日額480円～1,050円
高等学校の定時制教育または通信教育に従事する職員の手当	定時制または通信制の課程に関する校務を本務とする教諭等	定時制教育または通信教育に係る業務	/	月額9,000円～19,000円
へき地学校等に勤務する職員の手当	へき地教育振興法に基づくへき地学校等に勤務する職員			給料および扶養手当の月額の4/100～25/100
多学年の学級を担当する職員の手当	小・中学校の2以上の学年で編制されている学級を担当する教員	学級における授業または指導	千円 2,807	日額290円～350円
高等学校の教員等の産業教育手当	農業、工業等に関する課程を置く高等学校に勤務する教諭等	実習を伴う農業、工業等に関する科目を主として担任	/	月額14,000円～19,000円
高等学校の全日制の課程および定時制の課程を兼任する職員等の手当	高等学校の全日制の課程を担当し定時制の課程を兼任する教員等	兼任に係る課程における授業等の業務		1時間につき930円
教員特殊業務に従事する職員の手当	教頭、教諭等	週休日等に学校の管理下において行う部活動における生徒の指導業務等	千円 224,447	日額1,800円～16,000円または1時間につき220円
航海実習の指導に従事する職員の手当	航海実習の指導を担当することを命じられた職員	実習生の航海実習の指導	千円 96	日額1,600円
教育業務の連絡指導に従事する職員の手当	教諭、養護教諭	教育についての連絡調整、指導および助言	千円 60,876	日額200円
夜間特殊業務に従事する職員の手当	警察の職員	正規の勤務時間による勤務の一部または全部が深夜において行われる業務等	千円 62,295	勤務1回につき410円～1,240円
警察の職員の手当	警察の職員	私服職員の従事する犯罪の予防、捜査、被疑者の逮捕の業務等	千円 88,866	日額280円～1,640円
航空業務に従事する職員の手当	防災安全部消防保安課、防災航空事務所に勤務する職員、警察の職員等	航空機に搭乗し、航空機乗組員として行う業務等	千円 3,528	1時間につき1,900円～5,100円

⑤時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	2,874,860千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	448千円
支給実績（令和4年度決算）	2,908,572千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	459千円

⑥その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容および支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に支給 [月額30,600円～126,600円]	同じ (国：給料の特別調整額)		千円 816,884	円 694,629
初任給調整手当	医師、歯科医師および獣医師に支給 [月額2,000円～369,500円]	異なる	獣医師を支給対象としている	千円 574,494	円 3,007,823
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 [月額：配偶者、父母等 1人当たり3,500～6,500円、子 1人当たり10,000円（15～22歳加算5,000円）]	同じ		千円 1,300,906	円 243,798
住居手当	賃貸住宅に居住する職員に支給 [①家賃が27,000円以下の場合の月額家賃-16,000円 ②家賃が27,000円を超える場合の月額11,000円+（家賃-27,000円）/2（上限28,000円）]	同じ		千円 712,175	円 261,349
通勤手当	通勤のため、交通機関を利用し、または交通用具等を利用している職員に支給 [1 電車・バスを利用する場合 運賃等相当額55,000円までは全額支給、それを超える部分は半額支給 2 乗用車等を使用する場合 使用距離等に応じて2,000円以上を支給 3 特急列車等を利用する場合 特急料金等の半額加算（20,000円を限度） 4 交通機関等と自動車等の併用者が常例として乗継地周辺の駐車場等を利用する場合 駐車料金等加算（3,000円を限度）]	異なる	1 電車・バスを利用する場合 〈福井県〉 運賃等相当額55,000円を超える部分は半額支給 〈国〉 運賃等相当額55,000円まで支給 2 乗用車等を使用する場合 〈福井県〉 上限額なし 〈国〉 上限額31,600円 4 交通機関等と自動車等の併用者が常例として乗継地周辺の駐車場等を利用する場合 〈福井県〉 駐車料金等加算あり 〈国〉 駐車料金等加算なし	千円 1,236,013	円 96,053
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、配偶者と別居し、単身で生活することを常況とすることとなった職員に支給 [基礎額30,000円に住居間の距離に応じた額（最高70,000円）を加算した額]	同じ		千円 85,450	円 276,538
寒冷地手当	寒冷積雪の度合の厳しい地域に勤務する職員に毎年11月から翌年3月まで支給 [月額7,360円～17,800円]	同じ		千円 26,563	円 55,340

1  特地勤務手当 生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給 [給料および扶養手当の月額 $\frac{4}{100}$ ] 2  特地勤務手当に準ずる手当 特地勤務公署等への異動に伴って住居を移転した職員等に異動の日から起算して3年間以内の期間支給 [給料および扶養手当の月額 $\frac{2}{100} \sim \frac{6}{100}$ ]	同じ		千円 1	円 122
休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給 [1時間につき勤務1時間当たりの給与額の $\frac{135}{100}$ ]	同じ		千円 539,160	円 140,810
正規の勤務時間として深夜に勤務することを命ぜられた職員に支給 [1時間につき勤務1時間当たりの給与額の $\frac{25}{100}$ ]	同じ		千円 237,357	円 107,645
宿日直を命ぜられた職員に支給 [1回につき4,400円 $\sim$ 21,000円]	同じ		千円 264,426	円 149,309
管理職手当受給者が週休日および休日等または平日深夜の午前0時から午前5時までに勤務した場合に支給 [勤務1回につき2,000円 $\sim$ 12,000円]	同じ		千円 3,841	円 60,968
災害応急対策または災害復旧のため国の機関あるいは他の地方公共団体から派遣された職員が住所または居所を離れて福井県の区域に滞在することを要する場合に支給 [1日につき3,970円 $\sim$ 6,620円]			千円 —	円 —
農林漁業等の普及指導事業に従事する職員に支給[月額17,000円]			千円 19,017	円 157,164
義務教育諸学校に勤務する教育職員に支給 [2,000円 $\sim$ 8,000円]			千円 437,174	円 59,944

(注) 災害派遣手当は、支給対象者が3人以下のため支給実績等を記載していません。

(6) 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分			給 料 月 額 等
給料	知 副	知 事	1,300,000 円 1,020,000 円
	議 副 議	長 長 員	910,000 円 860,000 円 780,000 円
期末手当	知 副	知 事	(令和5年度支給割合) 3.40 月分
	議 副 議	長 長 員	(令和5年度支給割合) 3.40 月分
退職手当	知 副	知 事	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)
			130 万円×在職月数×0.60 37,440,000 円 (退職時)
			102 万円×在職月数×0.45 22,032,000 円 (退職時)

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額および支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

(7) 公営企業職員の状況

①工業用水道事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

区分	総費用 A	純損益 または 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 5年度	千円 606,548	千円 145,399	千円 68,716	% 11.3	% 11.3

(イ) 予算

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和 6年度	10	千円 34,661	千円 8,869	千円 13,991	千円 57,521	千円 5,752

- (注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。  
2 給与費および1人当たり給与費は当初予算の額です。

(ウ) 特記事項

なし

イ 職員の平均年齢、基本給および平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
福 井 県	39.1歳	358,696円	474,188円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

福 井 県		
1人当たり平均支給額（令和5年度）		
1,386千円		
(令和5年度支給割合)		
	期末手当	勤勉手当
特定幹部職員	2.05月分	2.45月分
特定幹部職員以外	2.45月分	2.05月分
	(1.375)月分	(0.975)月分
(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算	5～20%	
・管理職加算	15～25%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（令和6年4月1日現在）

福 井 県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例 措置(2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度の退職者がいなかったため記載していません。

(ウ) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支 給 実 績 (令和5年度決算)			499千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)			49,902円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
福井市	1.4%	5人	1.4%
福井市を除く福井県内	1.4%	3人	1.4%

(エ) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績 (令和5年度決算)		102千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)		14,641円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和5年度)		16.7%		
手当の種類 (手当数)		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (5年度決算)	左記職員に対する支給単価
特殊勤務手当	職員	勤務公署以外の場所において行う、土地の取得、土地の取得に伴う物件の移転等の交渉	千円 0	1日につき810円~1,210円
	職員	管理者の管理する送水施設に豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生した場合等に行う巡回監視、応急作業等の作業	千円 5	1日につき710円~1,620円
	職員	地上もしくは水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所等において行う調査、測量等の作業	千円 72	1日につき300円
	職員	道路上で交通を遮断することなく行う道路の維持修繕、調査、測量等の作業		1日につき300円
	職員	水路内で行う調査、測量等		1日につき450円
	職員	橋脚の基礎工事その他港湾、河川等における工事において、水面下で行う調査、測量等の作業		1日につき300円
	職員	落石、地すべり、資材の落下等の危険等を伴う現場で行う調査、測量等の作業		1日につき300円
	職員	湖上において船舶に乗船して行う調査、測量等の作業		1日につき300円
	職員	高圧の配電線路または機器の保守、調査、監督等の作業		1日につき300円
	職員	水門の保守、点検、操作等の作業		1日につき340円
	職員	特に危険性を有する薬剤を取り扱う作業	千円 25	1日につき230円
	職員	人体に有害な物質の発生を伴う業務		1日につき230円

(才) 時間外勤務手当

支給実績 (令和5年度決算)	1,090千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	121千円
支給実績 (令和4年度決算)	1,297千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)	130千円

(注) 時間外勤務手当には、休日給を含んでいます。

(力) その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手当名	内容 および 支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
管理職手当	一般行政職と同じ			— 千円	— 円
扶養手当				— 千円	— 円
住居手当				— 千円	— 円
通勤手当				1,696 千円	169,558 円
単身赴任手当				0 千円	0 円
特地勤務手当および特地勤務手当に準ずる手当				0 千円	0 円
寒冷地手当				0 千円	0 円
休日給				34 千円	8,489 円
夜間勤務手当				0 千円	0 円
宿日直手当				0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当				0 千円	0 円

(注) 管理職手当、扶養手当および住居手当は、支給対象者が3人以下のため支給実績等を記載していません。

## ②水道事業

### ア 職員給与費の状況

#### (ア) 決算

区分	総費用 A	純損益 または 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 5年度	千円 2,752,032	千円 385,924	千円 183,522	% 6.7	% 7.4

#### (イ) 予算

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和 6年度	21	千円 86,927	千円 21,102	千円 36,409	千円 144,438	千円 6,878

- (注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。  
2 給与費および1人当たり給与費は当初予算の額です。

#### (ウ) 特記事項

なし

### イ 職員の平均年齢、基本給および平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
福 井 県	48.3歳	424,145円	564,919円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

### ウ 職員の手当の状況

#### (ア) 期末手当・勤勉手当

福 井 県		
1人当たり平均支給額（令和5年度）		
1,689千円		
（令和5年度支給割合）		
	期末手当	勤勉手当
特定幹部職員	2.05月分	2.45月分
特定幹部職員以外	2.45月分	2.05月分
	(1.375)月分	(0.975)月分
（加算措置の状況）		
職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算	5～20%	
・管理職加算	15～25%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

## (イ) 退職手当（令和6年4月1日現在）

福 井 県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例 措置(2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度の退職者がいなかったため記載していません。

## (ウ) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支 給 実 績 (令和5年度決算)			1,309千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)			62,358円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
福井市	1.4%	9人	1.4%
福井市以外の福井県内	1.4%	11人	1.4%

## (エ) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績 (令和5年度決算)		276千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)		21,209円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和5年度)		31.0%		
手当の種類 (手当数)		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (5年度決算)	左記職員に対する支給単価
特殊勤務手当	職員	勤務公署以外の場所において行う、土地の取得、土地の取得に伴う物件の移転等の交渉	千円 0	1日につき810円~1,210円
	職員	管理者の管理する送水施設に豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生した場合等を行う巡回監視、応急作業等の作業	千円 42	1日につき710円~1,620円
	職員	地上もしくは水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所等において行う調査、測量等の作業	千円 151	1日につき300円
	職員	道路上で交通を遮断することなく行う道路の維持修繕、調査、測量等の作業		1日につき300円
	職員	水路内で行う調査、測量等		1日につき450円
	職員	橋脚の基礎工事その他港湾、河川等における工事において、水面下で行う調査、測量等の作業		1日につき300円
	職員	落石、地すべり、資材の落下等の危険等を伴う現場で行う調査、測量等の作業		1日につき300円
	職員	湖上において船舶に乗船して行う調査、測量等の作業		1日につき300円
	職員	高圧の配電線路または機器の保守、調査、監督等の作業		1日につき300円
	職員	水門の保守、点検、操作等の作業	1日につき340円	
	職員	特に危険性を有する薬剤を取り扱う作業	千円 83	1日につき230円
職員	人体に有害な物質の発生を伴う業務	1日につき230円		

(才) 時間外勤務手当

支給実績 (令和5年度決算)	3,233千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	154千円
支給実績 (令和4年度決算)	4,691千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)	235千円

(注) 時間外勤務手当には、休日給を含んでいます。

(カ) その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手当名	内容 および 支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
管理職手当	一般行政職と同じ			3,706千円	926,493円
扶養手当				2,814千円	216,462円
住居手当				－千円	－円
通勤手当				2,963千円	141,078円
単身赴任手当				0千円	0円
特勤勤務手当および特勤勤務手当に準ずる手当				0千円	0円
寒冷地手当				0千円	0円
休日給				122千円	12,203円
夜間勤務手当				0千円	0円
宿日直手当				0千円	0円
管理職員特別勤務手当				0千円	0円

(注) 住居手当は、支給対象者が3人以下のため支給実績等を記載していません。

### ③宅地造成事業

#### ア 職員給与費の状況

##### (ア) 決算

区分	総費用 A	純損益 または 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 5年度	千円 0	千円 18,988	千円 34,441	% —	% —

(注) 職員給与費は資本的支出に計上しており、総費用の外数です。  
このため職員給与比率を算出していません。

##### (イ) 予算

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和 6年度	5	千円 19,088	千円 3,487	千円 7,780	千円 30,355	千円 6,071

(注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。  
2 給与費および1人当たり給与費は当初予算の額です。

##### (ウ) 特記事項

なし

#### イ 職員の平均年齢、基本給および平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
福 井 県	41.6歳	402,704円	517,987円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

#### ウ 職員の手当の状況

##### (ア) 期末手当・勤勉手当

福 井 県		
1人当たり平均支給額（令和5年度）		
1,383千円		
(令和5年度支給割合)		
	期末手当	勤勉手当
特定幹部職員	2.05月分	2.45月分
特定幹部職員以外	2.45月分	2.05月分
	(1.375)月分	(0.975)月分
(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算	5～20%	
・管理職加算	15～25%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（令和6年4月1日現在）

福 井 県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例 措置(2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度の退職者がいなかったため記載していません。

(ウ) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			272千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			54,393円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
福井市	1.4%	5人	1.4%

(エ) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）	— 円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	— 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）	— %		
手当の種類（手当数）	1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
(7)の①のウの(エ)に同じ			

(注) 支給実績等は、支給対象者が3人以下のため記載していません。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	901千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	180千円
支給実績（令和4年度決算）	854千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	171千円

(注) 時間外勤務手当には、休日給を含んでいます。

(カ) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容 および 支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
管理職手当	一般行政職と同じ			0千円	0円
扶養手当				— 千円	— 円
住居手当				— 千円	— 円
通勤手当				343千円	68,580円
単身赴任手当				0千円	0円

特地勤務手当および特地勤務手当に準ずる手当		0 千円	0 円
寒冷地手当		0 千円	0 円
休日給		— 千円	— 円
夜間勤務手当		0 千円	0 円
宿日直手当		0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当		0 千円	0 円

(注) 扶養手当、住居手当および休日給は、支給対象者が3人以下のため支給実績等を記載していません。

#### ④下水道事業

##### ア 職員給与費の状況

###### (ア) 決算

区分	総費用 A	純損益 または 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 5年度	千円 1,058,458	千円 111,283	千円 49,111	% 4.6	% 5.0

###### (イ) 予算

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和 6年度	6	千円 23,869	千円 6,371	千円 10,178	千円 40,418	千円 6,736

- (注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。  
2 給与費および1人当たり給与費は当初予算の額です。

###### (ウ) 特記事項

なし

##### イ 職員の平均年齢、基本給および平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
福 井 県	42.8歳	420,640円	558,307円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

##### ウ 職員の手当の状況

###### (ア) 期末手当・勤勉手当

福 井 県		
1人当たり平均支給額（令和5年度）		
1,652千円		
（令和5年度支給割合）		
	期末手当	勤勉手当
特定幹部職員	2.05月分	2.45月分
特定幹部職員以外	2.45月分	2.05月分
	(1.375)月分	(0.975)月分
（加算措置の状況）		
職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算	5～20%	
・管理職加算	15～25%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（令和6年4月1日現在）

福 井 県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例 措置(2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度の退職者がいなかったため記載していません。

(ウ) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支 給 実 績 (令和5年度決算)			342千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)			56,978円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
福井市	1.4%	2人	1.4%
福井市を除く福井県内	1.4%	4人	1.4%

(エ) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績 (令和5年度決算)		16千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)		3,298円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和5年度)		11.9%		
手当の種類 (手当数)		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (5年度決算)	左記職員に対する支給単価
特殊勤務手当	職員	勤務公署以外の場所において行う、土地の取得、土地の取得に伴う物件の移転等の交渉	千円 0	1日につき810円~1,210円
	職員	管理者の管理する送水施設に豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生した場合等を行う巡回監視、応急作業等の作業	千円 2	1日につき710円~1,620円
	職員	地上もしくは水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所等において行う調査、測量等の作業	千円 2	1日につき300円
	職員	道路上で交通を遮断することなく行う道路の維持修繕、調査、測量等の作業		1日につき300円
	職員	水路内で行う調査、測量等		1日につき450円
	職員	橋脚の基礎工事その他港湾、河川等における工事に於いて、水面下で行う調査、測量等の作業		1日につき300円
	職員	落石、地すべり、資材の落下等の危険等を伴う現場で行う調査、測量等の作業		1日につき300円
	職員	湖上において船舶に乗船して行う調査、測量等の作業		1日につき300円
	職員	高圧の配電線路または機器の保守、調査、監督等の作業		1日につき300円
	職員	水門の保守、点検、操作等の作業	1日につき340円	
	職員	特に危険性を有する薬剤を取り扱う作業	千円 12	1日につき230円
	職員	人体に有害な物質の発生を伴う業務		1日につき230円

## (オ) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	485千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	92千円
支給実績（令和4年度決算）	452千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	75千円

## (カ) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容 および 支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当 り平均支給年額 (令和5年度決算)
管理職手当	一般行政職と同じ			－ 千円	－ 円
扶養手当				1,330 千円	266,041 円
住居手当				－ 千円	－ 円
通勤手当				974 千円	194,804 円
単身赴任手当				0 千円	0 円
特地勤務手当お よび特地勤務手 当に準ずる手当				0 千円	0 円
寒冷地手当				0 千円	0 円
休日給				－ 千円	－ 円
夜間勤務手当				0 千円	0 円
宿日直手当				0 千円	0 円
管理職員特別 勤務手当				0 千円	0 円

(注) 管理職手当、住居手当および休日給は、支給対象者が3人以下のため支給実績等を記載していません。

#### 4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

##### (1) 勤務時間の状況

令和5年度の職員の勤務時間は原則として次の表のとおりです。

勤務時間	8 : 30 ~ 17 : 15
休憩時間	12 : 00 ~ 13 : 00

(注) 公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員は、上記以外の勤務時間の割振りによります。

##### (2) 休暇制度の状況

令和5年度の職員の本来的な休暇制度の状況は次の表のとおりです。

なお、職員の休暇等については、福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例や施行規則等で定められています。

区 分	期 間	令和5年度の取得状況		
		知事部局等	教育委員会	警 察 本 部
年次休暇	1年あたり20日 (1会計年度あたり最大20日)	取得日数		
		平均12.2日 (6.8日)	平均13.9日 (一日)	平均12.2日 (一日)
夏季休暇	5日以内(3日以内)	取得日数		
		平均4.6日 (2.5日)	平均4.8日 (一日)	平均5.0日 (一日)
ボランティア 休暇	5日以内 ただし、東日本大震災に際し 災害救助法が適用された市町 村において被災者を支援する 活動を行う場合 7日以内	取得者		
		28人	23人	0人
病気休暇	90日以内(10日以内) ただし、悪性新生物など人事 委員会が定める疾病により療 養を要する場合 180日以 内 結核性疾患により長期の療養 を要する場合 1年以内	取得者		
		461人 (8人)	755人 (一人)	117人 (一人)
介護休暇	配偶者、父母、子などを介護 する必要のある場合、連続す る6月(93日)の期間内に おいて必要と認める期間	取得者		
		8人 (0人)	4人 (一人)	1人 (一人)

- (注) 1 表中「知事部局等」は、知事部局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、議会局を含みます。(以下同じ)
- 2 ( )内は、会計年度任用職員(フルタイム)に係る休暇の状況を記載しています。なお、ボランティア休暇に係る規定の適用はありません。
- 3 年次休暇、夏季休暇、ボランティア休暇については、1年単位で付与されるため、令和5年(R5.1.1~R5.12.31)の取得状況を記載しています。ただし、会計年度任用職員の年次休暇は、任用時期および任用期間によって付与日数が異なるため、任用年度単位(R5.4.1~R6.3.31)の取得状況を記載しています。
- 4 病気休暇、介護休暇の取得者数は、令和5年度中に休暇を開始した者の人数を記載しています。

## 5 職員の休業に関する状況

### (1) 休業制度の状況

令和5年度の職員の主な休業制度の状況は次の表のとおりです。

なお、職員の休業については、福井県職員の育児休業等に関する条例や福井県職員の自己啓発等休業に関する条例等で定められています。

区 分	期 間	令和5年度の取得状況			
		知事部局等	教育委員会	警 察 本 部	
育児休業	最長で子が3歳（2歳）に達する日までの期間	計	取得者／子が出生した職員		
			204人／203人 （一人）	214人／301人 （一人）	94人／123人 （一人）
		男	110人／109人 （一人）	48人／135人 （一人）	70人／99人 （一人）
		女	94人／94人 （一人）	166人／166人 （一人）	24人／24人 （一人）
自己啓発等休業	大学等課程の履修 二年 ただし、大学院の課程またはこれに相当する外国の大学の課程であって、その修業年限が二年を超え三年を超えない場合 三年 国際貢献活動 三年	取得者			
		0人	0人	0人	
配偶者同行休業	職員の配偶者が六月以上外国に滞在し、職員がそれに同行する場合 三年	取得者			
		0人	0人	0人	

(注) 1 育児休業、自己啓発等休業、配偶者同行休業の取得者数は、令和5年度中に休業を開始した者の人数を記載しています。

2 ( )内は、会計年度任用職員（フルタイム）に係る休業制度の状況を記載しています。なお、自己啓発休業、配偶者同行休業に係る規定の適用はありません。

## 6 職員の分限および懲戒処分の状況

### (1) 分限処分の状況

分限処分とは、公務の能率の維持およびその適正な運営の確保の観点から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行う処分のことです。

令和5年度の分限処分の状況は、次の表のとおりです。

区 分	降 任	免 職	休 職	降 給	計
知事部局等	0 人	1 人	79 人	0 人	80 人
教育委員会	0 人	0 人	77 人	0 人	77 人
警 察 本 部	0 人	0 人	24 人	0 人	24 人
計	0 人	1 人	180 人	0 人	181 人

(注) 令和5年度中に分限処分を受けた職員数を記載しています。

### (2) 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、職務上の義務違反など公務員としてふさわしくない非行がある場合に行う処分のことです。

令和5年度の懲戒処分の状況は、次の表のとおりです。

区 分	戒 告	減 給	停 職	免 職	計
知事部局等	2 人	4 人	1 人	0 人	7 人
教育委員会	5 人	4 人	2 人	1 人	12 人
警 察 本 部	0 人	1 人	1 人	0 人	2 人
計	7 人	9 人	4 人	1 人	21 人

(注) 令和5年度中に懲戒処分を受けた職員数を記載しています。

## 7 職員のサービスの状況

職員のサービスについては、その根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」とされています（法第30条）。

さらに、次のような義務、禁止および制限事項が定められています。

- ・ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（法第32条）
- ・ 信用失墜行為の禁止（法第33条）
- ・ 秘密を守る義務（法第34条）
- ・ 職務に専念する義務（法第35条）
- ・ 政治的行為の制限（法第36条）
- ・ 争議行為等の禁止（法第37条）
- ・ 営利企業等の従事制限（法第38条）

### (1) 職務専念義務免除の状況

職務に専念する義務とは、「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」（法第35条）とするものですが、福井県職員の職務に専念する義務の特例に関する条例および職務に専念する義務の特例を定める規則（以下「規則」という。）でその免除が限定的に認められています。

令和5年度の職務専念義務免除の状況は、次の表のとおりです。

区 分	事 由	令和5年度の承認件数		
		知事部局等	教育委員会	警 察 本 部
規則第2条 第1項	県行政と密接な関係を有し、県が指導育成を行うことを必要とする団体の事務に従事する場合	236 件	441 件	0 件
規則第2条 第2項	教育に関する他の事業または事務に従事する場合（教育公務員特例法第17条第1項）	0 件	1,653 件	0 件
規則第2条 第3項	当該地方公共団体の特別職としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合	0 件	0 件	0 件
規則第2条 第4項	地方公共団体の当局に対し不満を表明し、または意見を申し出る場合（地方公務員法第55条第11項）	0 件	0 件	0 件
規則第2条 第5項	不利益処分に関する審査の請求者または勤務条件に関する措置の要求者として出頭した場合	0 件	0 件	0 件
規則第2条 第6項	職務に関連のある国家公務員または他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合	0 件	0 件	0 件
規則第2条 第7項	前各号に掲げるもののほか、人事委員会が特に認める場合	0 件	77 件	3 件

(注) 令和5年度中に職務専念義務免除申請を承認された件数を記載しています。

## (2) 営利企業等従事許可の状況

営利企業等の従事制限とは、「職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。」(法第38条)とするものですが、営利企業等の従事制限に関する規則で許可の基準等が定められており、その許可が限定的に認められています。

令和5年度の営利企業等従事許可の状況は、次の表のとおりです。

許可の基準 (営利企業等の従事制限に関する規則第3条)	令和5年度の許可件数		
	知事部局等	教育委員会	警察本部
次のいずれにも該当しないと認める場合 ・ 職員の占めている職務と当該営利企業との間に特別な利害関係があつて、それにより不当な結果を生じ、または生じるおそれのある場合 ・ 職務の遂行に支障のある場合 ・ その他公務員として適当でないと認められる場合	21件	13件	10件

(注) 令和5年度中に営利企業等従事を許可された件数を記載しています。

## 8 職員の退職管理の状況

### (1) 退職管理の状況

改正地方公務員法および福井県職員の退職管理に関する条例が平成28年4月1日に施行され、再就職者による職員への働きかけの規制や、再就職情報の届出の義務付け等を行なっています。なお、これらの規制等は、施行日以前に退職した元職員にも適用されています。

#### ①職員への働きかけの規制

再就職した元職員による現職職員への働きかけ（再就職先と県との間の契約・処分等に関する要求や依頼）は、退職後2年間禁止されています（法第38条の2、条例第2条）。

なお、規制対象および禁止行為は下表のとおりです。

規制対象	禁止行為
全ての再就職者	離職前5年間の職務に関する働きかけ
部長級の職に就いていた再就職者	離職前5年より前に部長級の職に就いていたときの職務に関する働きかけ
副部長級・課長級の職に就いていた再就職者	離職前5年より前に副部長級・課長級の職に就いていたときの職務に関する働きかけ
警察官の職であって、警察本部の参事官・課長およびこれらと同程度の職に就いていた再就職者	離職前5年より前に警察本部の参事官・課長およびこれらと同程度の職に就いていたときの職務に関する働きかけ
県立学校の校長の職に就いていた再就職者	離職前5年より前に校長の職に就いていたときの職務に関する働きかけ

(注) 複数の規制対象に該当する場合には、該当するすべての禁止行為が適用されます。

#### ②再就職情報の届出の義務付け

管理職員が在職中に営利企業等へ再就職することを約束した場合や、元管理職員が退職後2年間のうちに再就職した場合には、任命権者への届出を義務付けています（法第38条の6、条例第3条、第4条）。

また、知事部局等および教育委員会においては、元一般職員であっても、県の発注する公共工事の入札参加資格を有する営利企業等に再就職した場合には、任命権者への届出を要綱により義務付けています。

これらの届出の内容については、県のホームページにおいて、退職後2年間公表されます。

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/jinji/saishushoku/kouhyou06.html>

## 9 職員の研修の状況

### (1) 研修の状況

職員には、その勤務能率の発揮および増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならないとされています（法第39条）。

令和5年度の職員の研修の状況については、次の表のとおりです。

#### ①知事部局等

区 分	研 修 名	研修 期間	受講者 数
職員一般研修	県新規採用職員研修（前期）	6.5日	201人
	県新規採用職員研修（中期）	4日	187人
	県新規採用職員研修（後期）	4日	172人
	新規採用職員研修（保育職）	2日	36人
	新規採用職員研修（医療技術）	2日	65人
	県採用3年目研修	4日	155人
	県採用5年目研修	1日	53人
	ステージ1研修	3日	127人
	ステージ2研修	2.5日	125人
	県再任用研修	1日	35人
マネジメント 研修	トレーナー研修（前期）	1日	153人
	トレーナー研修（後期）	1日	137人
	グループリーダー育成研修	1日	90人
	新任主任研修	2.5日	157人
	課長補佐研修	1日	40人
	参事級研修	1日	70人
	課長級研修	1.5日	40人
パワーアップ 研修	ふくいをもっとおもしろく	0.5日	23人
	発想力を高める水平思考研修	1日	33人
	政策デザインの基礎研修	1日	15人
	行動経済学（ナッジ）研修	0.5日	137人
	SDGsと地方創生研修	1日	13人
	地方自治体におけるAI・IoTの活用研修	1日	60人
	政策提案に活かすための経済・統計の基礎知識研修	1日	21人
	企画力向上研修	1日	20人
	地域資源を活かしたまちづくり研修	0.5日	62人
	プレゼンテーション研修	1日	41人
	折衝・交渉力強化研修	1日	32人
	整理力向上研修	1日	100人
	会議運営能力向上（ファシリテーション）研修	1日	41人
	クレーム対応研修	1日	45人
	タイムマネジメント研修	1日	40人
	部下とのコミュニケーション・指導法研修	1日	18人
	状況把握力・判断力向上（フォローアップ）研修	1日	12人
	事業スクラップ研修	0.5日	35人
	地方公会計と財務諸表の作り方・読み方研修	1.5日	20人
	地方財政制度研修（地方債等資金調達）	0.5日	22人
	文章作成の基礎研修	0.5日	59人
	行政法研修	1日	31人
	訴訟法務研修	1日	20人
政策法務研修	0.5日	46人	

	女性スキルアップ研修① (自分らしいリーダーシップを学ぶ)	1日	16人
	女性スキルアップ研修② (公私の転機を楽しむポイント)	1日	22人
	eラーニング ハラスメント研修	0.5日	85人
	eラーニング コーチングと部下育成	0.5日	105人
	eラーニング 失敗しないメディア対応研修	0.5日	82人
	eラーニング 地方自治法・地方公務員法の基礎	0.5日	90人
	eラーニング 相手に伝わる資料デザイン研修	0.5日	152人
	eラーニング 説明力向上研修	0.5日	156人
	eラーニング 異文化・多文化おもてなし研修	0.5日	35人
	eラーニング パワーポイントの基本研修	0.5日	77人
特別研修	ふくいチャレンジ人材塾	3日	20人
	県・市町・民間企業合同研修会	3日	17人
	人事評価制度研修 (一次評価者)	1日	113人
	人事評価制度研修 (二次評価者)	1日	29人
	マナーアップ実践研修	0.5日	11人
	キャリア&ライフプラン研修	1日	16人
	「クレド」による仕事の進め方改革研修	12回	430人
	コンプライアンス研修	0.5日	267人
	秘書研修	0.5日	4人
	県内中小企業等派遣研修	1.5日	10人
	滋賀県政策立案研修	3日	5人
	育児休業復帰者向け研修	0.5日	18人
	語学研修(英語上級①)	30回	5人
	語学研修(英語上級②)	30回	5人

(注) 1 職員一般研修とは、年齢階層ごとの役割変化に応じて、必要な知識、技能等を修得させるための研修です。

2 マネジメント研修とは、管理・監督の立場にある職員や昇任が予定されている職員に対して、それぞれの職務に応じて必要な知識、技能等を修得させるための研修です。

3 パワーアップ研修とは、職務遂行上必要な専門知識の修得や技能の向上を図るための全職員を対象とした研修です。

4 特別研修とは、高い専門性と政策立案能力を身に付けた職員の育成を図るための研修です。

②教育委員会

区 分		研 修 名		研修期間	受講者数
指 定 研 修	基本研修	若手教員研修	初任者研修	校外研修 14日 校内研修 180時間程度	230人
			2年目研修	校外研修 5日	180人
			3年目研修	校外研修 3日	151人
		幼稚園・幼保連携型認定こども園 新規採用教員研修		園外研修 6日 園内研修 5日	81人
		中堅教諭等資質向上研修		校外研修 7日 校内研修 10日程度	301人
		40代研修		校外研修 2日	237人
		50代研修		校外研修 2日	194人
	職務研修	新任校長研修		校外研修 3日	71人
		新任教頭研修		校外研修 3日	90人
		臨時任用講師研修		校外研修 6日程度 校内研修 25時間程度	80人
マネジメント研修		校外研修 3日	29人		
専 門 研 修	教科別研修 Ⅱ、Ⅲ	小学校の各教科に関する研修		8講座	311人
		中学校の各教科に関する研修		5講座	158人
		高等学校の各教科に関する研修		8講座	133人
		その他（校種を超えた研修）		6講座	186人
通 信 型 研 修	教科等に関する研修	小学校の各教科に関する研修		16講座	1,031人
		中学校の各教科に関する研修		19講座	831人
		高等学校の各教科に関する研修		17講座	547人
		その他（校種を超えた研修）		6講座	310人
	教科外の 課題等に関する研修	総合・探求		3講座	48人
		授業改善		13講座	2,695人
		学級経営・教育相談		19講座	1,441人
		情報教育		7講座	646人
		社会人基礎力		2講座	748人
		学校改善		10講座	1,349人
		組織経営（管理職）		9講座	577人
	特別支援		6講座	232人	

- (注) 1 指定研修とは、教職経験年数や職能により受講対象者を指定して行う研修です。
- 2 専門研修とは、2年目研修受講者、中堅教諭等資質向上研修受講者を中心に、それぞれのキャリアに応じた教科等の指導力を向上させるための研修です。
- 3 通信型研修とは、教員として求められる基礎的・基本的な知識・技能の習得を目的として、オンデマンドで自分のペースに合わせて必要なときに何度でも視聴できる研修です。指定研修や専門研修の事前研修としても位置付けています。

③警察本部

区 分	研 修 名	研修期間	受講者数
警察大学校	警察運営科	2 週	6 人
	警部任用科本課程	2 月	14 人
	警部任用科特別短期課程	2 週	4 人
	課長補佐任用科	2 週	2 人
	教官養成科	1 月	4 人
	専科	1 週から 2 週	29 人
	指定職種任用科	1 週から 3 週	7 人
	研究科	1 月半	1 人
	術科指導者養成科	4 月	1 人
特別捜査幹部研修所	特別捜査幹部科	4 月	1 人
取調べ技能総合研究・研修センター	取調べ技術・捜査指揮研修科	2 週	1 人
国際警察センター	捜査実務研修科	1 週	1 人
	国際捜査研究科	2 週	1 人
	語学研修科	10 月	1 人
サイバーセキュリティ研究・研修センター	サイバー捜査研修科	2 週から 1 月	3 人
財務捜査研修センター	財務捜査研修科	2 週	2 人
管区警察学校	警部補任用科	1 月半	36 人
	巡査部長任用科	1 月	67 人
	係長任用科	2 週	5 人
	主任任用科	2 週	5 人
	専科	1 週から 1 月	53 人
県学校	初任科	半年、10 月	49 人
	警察行政職員初任科	4 週	12 人
	初任補修科	2 月、3 月	49 人
	警部補任用科	2 週	3 人
	巡査部長任用科	2 週	1 人
	部門別任用科	1 週から 3 週	44 人
	専科	1 週から 3 週	245 人
	特設初任科	2 月	11 人

(注) 1 初任科とは、新たに採用された警察官および職員にその職務の遂行に必要な基礎的な知識および技能を修得させるための研修です。

2 初任補修科とは、初任科および職場での実習を修了した警察官に対し、知識・技能を総合的に発展進化させ、体力・気力を充実させるための研修です。

3 任用科とは、上位職に昇任または昇任が予定されている警察官および職員に、その職務の執行に必要な知識および技能を修得させるための研修です。また、各部門に新たに配置され、または配置予定の警察官に、その職務の執行に必要な知識および技能を修得させるための研修です。

4 専科とは、警察官および職員に、専門的な知識および技能を修得させるための研修です。

5 特設初任科とは、警察官に転任する予定の交通巡視員に、警察官として必要な知識・技能を修得させるための研修です。

## 10 職員の福祉および利益の保護の状況

### (1) 福利厚生状況

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならないとされています（法第42条）。

令和5年度の福利厚生の状況は次の表のとおりです。

区分	主な内容	事業費（単位：千円）		
		知事部局等	教育委員会	警察本部
厚生事業	人間ドック事業 生活習慣病検診 その他の健康づくり推進事業等	68,235	48,546	33,665
補助事業	職員互助会等の補助 (健康増進事業等)	0	0	0
計		68,235	48,546	33,665

### (2) 共済制度の状況

社会保険制度の一環として、相互救済による共済制度を実施しています。なお、制度実施のため必要な財源は、職員の掛金と地方公共団体の負担金によってまかなわれています。

令和5年度の共済制度の状況は、次の表のとおりです。

区分	主な内容	給付額（単位：千円）		
		地方職員 共済組合	公立学校 共済組合	警察 共済組合
保健給付	医療給付、出産費、埋葬料等	1,294,620	2,181,049	677,105
休業給付	傷病手当金、育児休業手当金等	324,832	446,268	80,505
災害給付	弔慰金、災害見舞金等	1,710	780	0
附加給付	医療給付附加金、傷病手当金附加金	16,410	29,214	6,502
厚生事業	健康管理、健康増進事業等	30,803	171,864	22,710
計		1,668,375	2,829,175	786,822

(注) 1 地方職員共済組合は、都道府県の職員が加入しています。

2 公立学校共済組合は、公立学校の職員ならびに都道府県教育委員会およびその所管に属する教育機関の職員が加入しています。

3 警察共済組合は、都道府県の警察職員が加入しています。

### (3) 公務災害補償制度の状況

公務災害補償制度は、地方公務員災害補償法に基づき、地方公務員が公務上の災害または通勤による災害を受けた場合に、地方公務員災害補償基金という法人が、その災害によって生じた損害を補償する制度です。

令和5年度の公務災害補償制度の状況は、次の表のとおりです。

種 類	内 容 等	補償の状況（金額単位：千円）					
		知事部局等		教育委員会		警察本部	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
療養補償	公務または通勤による負傷や疾病の療養に必要な費用を支給する。	24	2,214	66	11,733	48	17,766
傷病補償年金	療養開始後1年6ヶ月を経過しても治ゆせず、その障害の程度が一定の等級に該当する場合に支給する。	0	0	1	2,938	0	0
障害補償	療養の治ゆ後、一定の障害が残った場合に年金等を支給する。	3	15,328	3	5,497	4	7,940
介護補償	傷病補償年金または障害補償年金の受給者で、一定の障害を有し、常時または随時介護を受けている場合に支給する。	0	0	0	0	0	0
遺族補償	公務または通勤により死亡した場合に配偶者等に対し年金等を支給する。	4	8,866	6	11,031	4	10,312
葬祭補償	公務または通勤により死亡した場合に遺族等に対し一定の葬祭費を支給する。	0	0	0	0	0	0
福祉事業	被災職員および遺族の福祉に対して必要な事業および公務災害防止のために必要な事業を行う。	7	8,692	11	4,768	9	3,862
計		38	35,100	87	35,967	65	39,880

## 人事委員会から報告された業務の状況

### 1 職員の競争試験および選考の状況

#### (1) 競争試験の状況

令和5年度の競争試験の実施状況は次のとおりです。

##### ① 試験日程等

試験の種類	公告日	申込受付期 間	試験日		試験場	名簿 確定日	最終 合格者 発表日
			第1次 試験	第2次 試験			
I種 (アピール 枠)	5.3.3	5.3.3～ 3.22	5.4.6～ 4.20	5.6.2～ 6.4	1次試験 SPIテストセンター 2次試験 福井県生活学習館	5.6.28	5.6.30
I種 (技術先行 枠)	5.3.3	5.3.3～ 3.22	5.4.6～ 4.20	5.6.3～ 6.4	1次試験 SPIテストセンター 2次試験 福井県自治会館	5.6.28	5.6.30
I種	5.4.25	5.4.28～ 5.30	5.6.18	5.7.22～ 7.28	1次試験 福井県織協ビル CIVI研修センター 他 2次試験 福井県生活学習館	5.8.17	5.8.18
I種 (移住・定 住促進枠)	5.4.25	5.8.10～ 9.19	5.10.15	5.11.18	1次試験 福井県国際交流会館 都道府県会館 2次試験 フェニックスプラザ	5.12.6	5.12.7
I種 (追加募集)	5.8.29	5.8.30～ 9.19	5.10.2～ 10.15	5.11.19	1次試験 SPIテストセンター 2次試験 フェニックスプラザ	5.12.6	5.12.7
I種 (第2回追加 募集)	5.10.17	5.10.18 ～11.17	5.12.1～ 12.10	6.1.13	1次試験 SPIテストセンター 2次試験 福井県生活学習館	6.1.30	6.1.31
II種	5.4.25	5.8.10～ 8.29	5.9.24	5.11.3	1次試験 福井県織協ビル 若狭図書学習センター 2次試験 福井県自治会館	5.11.16	5.11.17
就職氷河期 世代対象	5.4.25	5.8.10～ 8.29	5.9.25	4.11.3～ 11.4	1次試験 福井県織協ビル 2次試験 福井県自治会館	5.11.16	5.11.17
障がい者 対象	5.4.25	5.8.10～ 8.29	5.10.22	5.11.26	1次試験 福井県社会福祉センター 若狭図書学習センター 2次試験 福井県社会福祉センター	5.12.6	5.12.7
小中学校 事務	5.4.25	5.8.10～ 8.29	5.9.24	5.11.3	1次試験 福井県織協ビル 若狭図書学習センター 2次試験 福井県自治会館	5.11.16	5.11.17

警察官 (男性A)	5. 4. 25	5. 5. 18～ 6. 19	5. 7. 9	5. 8. 5～ 8. 7	1次試験 福井県織協ビル 都道府県会館 他 2次試験 福井県警察学校 他	5. 8. 24	5. 8. 25
警察官 (女性A)	5. 4. 25	5. 5. 18～ 6. 19	5. 7. 9	5. 8. 5～ 8. 7	1次試験 福井県織協ビル 都道府県会館 他 2次試験 福井県警察学校 他	5. 8. 24	5. 8. 25
警察官 (男性B)	5. 4. 25	5. 8. 10～ 8. 29	5. 9. 17	5. 10. 21、 10. 23～ 10. 24	1次試験 福井県織協ビル 若狭図書学習センター 2次試験 福井県警察学校 他	5. 11. 7	5. 11. 8
警察官 (女性B)	5. 4. 25	5. 8. 10～ 8. 29	5. 9. 17	5. 10. 21、 10. 23～ 10. 24	1次試験 福井県織協ビル 若狭図書学習センター 2次試験 福井県警察学校 他	5. 11. 7	5. 11. 8
警察官 (武道指導)	5. 4. 25	5. 8. 10～ 8. 29	5. 9. 17	-	1次試験 福井県織協ビル 福井県警察学校	-	-

②受験資格および試験の方法

試験の種類	受験資格	試験の方法		
		第1次試験	第2次試験	その他
I種	1 平成元年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者 2 平成14年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（短期大学を除き、人事委員会が同等と認めるものを含む。以下同じ。）を卒業した者または令和6年3月31日までに卒業見込の者	1 教養試験 ・択一式試験 2 専門試験 ・択一式試験 3 適性検査	1 論文試験 2 口述試験・集団討論 ・個別面接 3 適性検査	
I種 (アピール 枠)	1 平成元年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者 2 平成14年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者または令和6年3月31日までに卒業見込の者	1 基礎能力試験 2 アピールシート選考（事前提出） 3 性格検査	1 論文試験 2 口述試験・個別面接 3 適性検査	
I種 (技術先行 枠)	1 平成元年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者 2 平成14年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者または令和6年3月31日までに卒業見込の者	1 基礎能力試験 2 専門性確認シート選考（事前提出） 3 性格検査	1 専門試験 2 口述試験・個別面接 3 適性検査	
I種 (移住・定 住促進枠)	1 昭和39年4月2日以降に生まれた者。（学歴を問わない。） 上記を満たし、2、3のいずれにも該当する者 2 福井県外に本社を置く民間企業（団体および自営業者を含む。）、国の機関および福井県外の地方公共団体の機関における、県外での職務経験が平成25年4月1日から令和5年7月31日までの間において、通算して5年以上の者 3 令和5年7月31日現在で、福井県外に在住の者	1 基礎能力試験 2 論文試験 3 適性検査	1 口述試験・個別面接 2 適性検査	・職務経歴書の提出
I種 (追加募 集)	1 平成元年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者 2 平成14年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者または令和6年3月31日までに卒業見込の者	1 基礎能力試験 2 専門性確認シート選考（事前提出） 3 性格検査	1 専門試験 2 口述試験・個別面接 3 適性検査	
II種	1 平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者	1 教養試験 ・択一式試験 2 専門試験 (技術系職種) ・択一式または記述式試験 3 適性検査	1 作文試験 (事務系職種) 2 口述試験・個別面接 3 適性検査	

就職氷河期 世代対象	1 昭和45年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者	1 教養試験 ・択一式試験 2 適性検査	1 作文試験 2 口述試験・個別面接 3 適性検査	
障がい者 対象	1 昭和39年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者 上記を満たし、2～6のいずれかの手帳等の交付を受けている者 2 身体障害者手帳 3 医師または産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律に掲げる身体障がい有する旨の診断書または意見書 4 療育手帳 5 児童相談所等による知的障がい者であることの判定書 6 精神障害者保健福祉手帳	1 教養試験 ・択一式試験	1 作文試験 2 口述試験・個別面接	
小中学校 事務	1 平成5年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者	1 教養試験 ・択一式試験 2 適性検査	1 作文試験 2 口述試験・個別面接 3 適性検査	
警察官 (男性A)	1 平成5年4月2日以降に生まれた男性 2 学校教育法による大学を卒業した者または令和6年3月31日までに卒業見込みの者	1 教養試験 ・択一式試験 2 適性検査	1 論文試験 2 口述試験・個別面接 3 適性検査 4 身体的条件についての検査 ・視力 ・色覚 ・その他 5 体力試験 ・握力 ・上体起こし ・反復横とび ・20mシャトルラン ・立ち幅とび	・身体検査書の提出
警察官 (女性A)	1 平成5年4月2日以降に生まれた女性 2 学校教育法による大学を卒業した者または令和6年3月31日までに卒業見込みの者	1 教養試験 ・択一式試験 2 適性検査	1 論文試験 2 口述試験 ・個別面接 3 適性検査 4 身体的条件についての検査 ・視力 ・色覚 ・その他 5 体力試験 ・握力 ・上体起こし ・反復横とび ・20mシャトルラン ・立ち幅とび	・身体検査書の提出

<p>警察官 (男性B)</p>	<p>1 平成5年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた男性 2 学校教育法による大学を卒業した者および令和6年3月31日までに卒業見込みの者を除く。</p>	<p>1 教養試験 ・択一式試験 2 適性検査</p>	<p>1 作文試験 2 口述試験 ・個別面接 3 適性検査 4 身体的条件についての検査 ・視力 ・色覚 ・その他 5 体力試験 ・握力 ・上体起こし ・反復横とび ・20mシャトルラン ・立ち幅とび</p>	<p>・身体検査書の提出</p>
<p>警察官 (女性B)</p>	<p>1 平成5年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた女性 2 学校教育法による大学を卒業した者および令和6年3月31日までに卒業見込みの者を除く。</p>	<p>1 教養試験 ・択一式試験 2 適性検査</p>	<p>1 作文試験 2 口述試験 ・個別面接 3 適性検査 4 身体的条件についての検査 ・視力 ・色覚 ・その他 5 体力試験 ・握力 ・上体起こし ・反復横とび ・20mシャトルラン ・立ち幅とび</p>	<p>・身体検査書の提出</p>
<p>警察官 (武道指導)</p>	<p>平成5年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者でかつ次のいずれかの要件に該当する者 1 受験申込締切日までに柔道三段以上の段位を取得している者 2 全日本柔道連盟もしくはこれに加盟する団体が主催する全国大会の出場経験者、またはこれと同等の実力を有すると認める者 3 受験申込締切日までに剣道三段以上の段位を取得している者</p>	<p>1 教養試験 ・択一式試験 2 適性検査 3 実技試験</p>	<p>1 作文試験 2 口述試験 ・個別面接 3 適性検査 4 身体的条件についての検査 ・視力 ・色覚 ・その他 5 体力試験 ・握力 ・上体起こし ・反復横とび ・20mシャトルラン ・立ち幅とび</p>	<p>・身体検査書の提出</p>

③申込者数、受験者数、合格者数、競争倍率

試験の種類	職種	採用予定数	申込者数	第1次試験		第2次試験 受験者数	最終合格者数	競争倍率
				受験者数	合格者数			
I種	行政	43	181 (91)	148 (75)	92 (47)	88 (44)	58 (34)	2.6
	福祉・心理	10	25 (16)	20 (12)	14 (8)	14 (8)	10 (7)	2.0
	福祉・心理 (精神保健福祉)	2	5 (2)	4 (2)	3 (2)	3 (2)	3 (2)	1.3
	農学	7	17 (8)	11 (4)	9 (4)	6 (3)	3 (2)	3.7
	林学	3	6 (1)	3 (1)	2 (1)	0 (0)	—	—
	水産	2	5 (0)	3 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	1.5
	建築	3	3 (0)	2 (0)	2 (0)	1 (0)	0 (0)	—
	土木(総合)	8	6 (1)	5 (1)	4 (1)	1 (0)	1 (0)	5.0
	電気	5	4 (0)	3 (0)	2 (0)	2 (0)	0 (0)	—
	栄養士	4	16 (16)	14 (14)	10 (10)	10 (10)	4 (4)	3.5
	化学	1~2	4 (1)	3 (0)	2 (0)	2 (0)	1 (0)	3.0
	機械・金属	1~2	5 (0)	5 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2.5
	警察行政	9	63 (31)	41 (26)	22 (15)	17 (11)	12 (9)	3.4
	生物(警察)	1	15 (11)	13 (10)	4 (3)	3 (2)	3 (2)	4.3
物理(警察)	1	3 (0)	2 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	2.0	
I種 (アピール 枠)	行政	12	102 (44)	72 (30)	47 (20)	40 (18)	21 (14)	3.4
I種 (技術先行 枠)	農学	3~4	35 (16)	31 (15)	18 (8)	12 (6)	9 (5)	3.4
	林学	3	10 (3)	9 (3)	8 (3)	8 (3)	6 (3)	1.5
	土木(総合)	8	18 (3)	15 (3)	14 (3)	9 (1)	7 (1)	2.1
	機械・金属	1~2	9 (1)	9 (1)	6 (1)	5 (1)	2 (0)	4.5
I種 (移住・定 住促進枠)	行政	8	62 (9)	32 (7)	20 (5)	19 (5)	11 (3)	2.9
	土木(総合)	3	2 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	—	—
I種 (追加募 集)	林学	4	4 (1)	3 (1)	2 (1)	1 (0)	1 (0)	3.0
	建築	3	3 (2)	2 (1)	2 (1)	2 (1)	2 (1)	1.0
	土木(総合)	11	5 (2)	4 (2)	4 (2)	3 (2)	2 (1)	2.0
	電気	5	0 (0)	—	—	—	—	—
	情報処理(警察)	1	1 (0)	1 (0)	0 (0)	—	—	—
I種 (第2回 追加募 集)	農学	3	10 (3)	9 (3)	9 (3)	9 (3)	6 (1)	1.5
	林学	1~2	2 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	—
	建築	1~2	3 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1.0
	土木(総合)	5	6 (0)	3 (0)	3 (0)	2 (0)	1 (0)	3.0
	電気	4	4 (0)	3 (0)	3 (0)	3 (0)	2 (0)	1.5
II種	行政	2	22 (7)	18 (7)	13 (3)	11 (3)	5 (2)	3.6
	農学	2	2 (1)	2 (1)	2 (1)	2 (1)	2 (1)	1.0
	林学	2	2 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	2.0
	土木(総合)	2	5 (2)	5 (2)	4 (2)	4 (2)	4 (2)	1.3
就職氷河期 世代対象	行政	8	115 (52)	90 (43)	26 (11)	24 (10)	9 (3)	10.0
	警察行政	1	15 (11)	13 (11)	7 (6)	7 (6)	4 (4)	3.3
障がい者 対象	行政	4	25 (6)	21 (4)	8 (1)	7 (1)	3 (0)	7.0
	警察行政	1	7 (1)	6 (1)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	3.0
	小中学校事務	1	3 (1)	3 (1)	3 (1)	3 (1)	1 (1)	3.0
小中学校 事務	小中学校事務	3	72 (40)	53 (31)	10 (6)	8 (4)	6 (4)	8.8
警察官	男性A	30	198 (—)	139 (—)	116 (—)	85 (—)	55 (—)	2.5
	女性A	5	35 (35)	26 (26)	22 (22)	17 (17)	9 (9)	2.9
	男性B	11	98 (—)	74 (—)	44 (—)	34 (—)	20 (—)	3.7
	女性B	3	36 (36)	26 (26)	12 (12)	7 (7)	6 (6)	4.3
	武道指導	2	2 (0)	1 (0)	0 (0)	—	—	—

※ ( ) 内は女性

## (2) 選考の状況

令和5年度の選考採用の実施状況は次のとおりです。

### ①職員の任用に関する規則第22条第1号および第2号に規定するもの

(資格・免許を必要とする職、職務遂行能力についての順位の判定が困難な職など)

職種	任命権者別合格者数			計
	知事	教育委員会	警察本部長	
医師	38			38
獣医師	1			1
薬剤師	7			7
保健師	7			7
看護師	49			49
助産師	4			4
臨床検査技師	4			4
医学物理	1			1
臨床工学技士	3			3
保育士	3			3
学芸員	2			2
原子力	1			1
船員	3			3
文化財調査員		3		3

### ②職員の任用に関する規則22条第4号、第5号および第7号に規定するもの

(教育公務員をもって充てようとする職、他の地方公共団体や国の職を持って充てようとする職など)

知事	任命権者別合格者数		計
	教育委員会	警察本部長	
11人	56人	20人	87人

### ③職員の任用に関する規則22条第9号に規定するもの

(地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された者をもって充てようとする職)

知事	任命権者別合格者数		計
	教育委員会	警察本部長	
45人	2人	14人	61人

## 2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告および勧告の状況

令和5年10月2日、地方公務員法第8条、第14条および第26条の規定に基づき、福井県人事委員会委員長から、福井県議会議長および福井県知事に対して、次のような内容の報告および勧告を行いました。（報告および勧告全文については福井県人事委員会事務局ホームページ【<http://www.pref.fukui.jp/doc/jinji-i/index.html>】に掲載してあります。）

### (1) 報告

#### ① 給与の改定

##### ア 公民給与の比較

###### (ア) 月例給

民間給与との較差 3,149円 0.88%（民間給与359,220円 職員給与356,071円）

###### (イ) 期末勤勉手当

民間の支給割合 4.48月分（職員の支給月数4.40月分）

##### イ 給与改定の内容

###### (ア) 月例給

- ・人事院勧告における国家公務員俸給表の改定に準じて給料表を改定  
民間の初任給との間に差があることや人材確保の必要性等を踏まえ、大卒、高卒程度の試験採用職員の初任給を10,700円から12,000円程度引き上げるなど、初任給をはじめ若年層に重点を置きつつ、給料表全体について所要の改定

###### (イ) 初任給調整手当

- ・医師および歯科医師に対する初任給調整手当について、人事院勧告に準じて支給額を改定

###### (ウ) 期末勤勉手当

- ・民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.40月分→4.50月分（0.1月分の引上げ）
- ・民間の支給状況等を踏まえ、引上げ分は期末手当・勤勉手当の支給月数に反映
- ・引上げ分は期末手当・勤勉手当に均等に配分

##### ウ 実施時期

- ・令和5年4月1日

#### ② 給与以外の勤務条件

##### ア 仕事と家庭の両立支援

働き方やライフスタイルが多様化する中、ワーク・ライフ・バランスの実現のための環境整備が重要。休暇、休業等の取得しやすい職場の雰囲気づくりに努めるとともに、休暇等を取得する職員の業務を職場全体でサポートできるように職場環境を整えていくことが重要。さらに、早出遅出勤務やテレワークの利用促進とともに、個々の事情に応じた柔軟で効率的な働き方を推進していくことが必要

##### イ 職員の健康管理

職員の心身両面における健康づくりは、質の高い行政サービスを継続的に提供するという観点からも重要。ストレスチェック制度を活用し、職員のメンタルヘルス不調を未然に防止することが重要。長時間労働を行う職員への医師の面接指導の勧奨のほか、勤務間インターバルを努力義務とすることにより生活時間を確保するとともに、職場の労

働安全や勤務条件の管理を徹底することが必要

#### ウ 超過勤務時間の縮減

業務のスリム化・効率化の推進や適正な人員配置の取組みに加え、電子決裁、RPA の活用、実証中の生成 AI の有効活用などによりデジタル化を推進するとともに福井県職員デジタル人材育成方針に基づき人材育成を行うことが重要。また、職場管理者が自ら先頭に立って仕事の進め方を見直すとともに、職員の勤務時間を適切に管理し業務分担を見直すなど、長時間勤務の抑制に繋げることが重要

#### エ 学校現場における負担軽減

学校や教員の業務の見直しや効率化の推進を図るとともに、業務改善が着実に進むようフォローアップが必要。学校運営支援員や部活動指導員などの外部人材の配置拡大による負担軽減を図るとともに、働きやすい環境整備を進めるとともに教職員の確保を図ることが必要。保護者などからの要望に組織として対応する体制の構築も重要

#### オ 人材の確保・育成

複雑・高度化する行政需要への対応のため人材確保は組織全体で取り組むべき課題。採用試験のあり方の検討や情報発信の強化とともに、キャリアを主体的に考える機会の充実、民間企業経験者の職場への早期適応のための研修など人材育成も重要。女性のキャリア形成のための研修や仕事と家庭の両立支援の充実など、女性が活躍できる環境の整備が必要

#### カ 定年引上げへの対応

高齢期職員の知識や経験を活用するための環境整備、年齢構成に偏りなく一定の新規採用を継続するなど計画的な採用が必要。高齢期職員が多様な働き方を選択できるよう、情報提供や研修を行うほか、高齢期職員自身も職務に有用な専門性を高めることにより制度が円滑に運用されることが重要

#### キ ハラスメントの防止

相談窓口の設置、ハンドブックの策定、職員研修の実施など、その防止対策に取り組んでいるが、これらの実効性をさらに高めるため、職員や職場管理者へ周知・啓発をさらに徹底させることが必要

#### ク 公務員倫理の確保

職員研修等のあらゆる機会を通じて職員の倫理意識の高揚に努め、法令の遵守および厳正な服務規律の確保を図り、県民の信頼を著しく毀損する事案が生じないよう、綱紀粛正の徹底が必要

#### ケ 非常勤職員の適切な処遇

多様な行政ニーズに対応するため、多様な任用・勤務形態の職員の活用が不可欠。非常勤職員の適正な任用や勤務条件が確保されるよう、会計年度任用職員への勤勉手当支給など引き続き適切に対応していくことが必要

## (2) 勧告

### ① 福井県一般職の職員等の給与に関する条例の改正

#### ア 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

[https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/jinji-i/r5kankoku\\_d/fil/kankoku.pdf](https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/jinji-i/r5kankoku_d/fil/kankoku.pdf)

#### イ 諸手当

(ア) 初任給調整手当について

- a 医療職給料表（一）の適用を受ける医師および歯科医師に対する支給月額  
の限度を人事院勧告に準じて改正すること。
  - b 医療職給料表（一）以外の給料表の適用を受ける医師および歯科医師で、医  
学または歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額  
の限度を人事院勧告に準じて改定すること。
- (イ) 期末手当および勤勉手当について
- a 令和5年12月期の支給割合
    - (a) 特定幹部職員（同条例第21条第2項に規定する職員）以外の職員  
12月に支給される期末手当の支給割合を現行の1.2月分から0.05月分引き  
上げ、1.25月分（定年前提任用短時間勤務職員については、現行の0.675月分  
から0.025月分引き上げ、0.7月分）とし、勤勉手当の支給割合を現行の1.0  
月分から0.05月分引き上げ、1.05月分（定年前提任用短時間勤務職員につい  
ては、現行の0.475月分から0.025月分引き上げ、0.5月分）とすること。
    - (b) 特定幹部職員  
12月に支給される期末手当の支給割合を現行の1.0月分から0.05月分引き  
上げ、1.05月分（定年前提任用短時間勤務職員については、現行の0.575月分  
から0.025月分引き上げ、0.6月分）とし、勤勉手当の支給割合を現行の1.2  
月分から0.05月分引き上げ、1.25月分（定年前提任用短時間勤務職員につい  
ては、現行の0.575月分から0.025月分引き上げ、0.6月分）とすること。
  - b 令和6年6月期以降の支給割合
    - (a) 特定幹部職員以外の職員  
6月および12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ現行の1.2月  
分から0.025月分引き上げ、1.225月分（定年前提任用短時間勤務職員につい  
ては、それぞれ現行の0.675月分から0.0125月分引き上げ、0.6875月分）と  
し、6月および12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ現行の1.0  
月分から0.025月分引き上げ、1.025月分（定年前提任用短時間勤務職員につ  
いては、それぞれ現行の0.475月分から0.0125月分引き上げ、0.4875月分）  
とすること。
    - (b) 特定幹部職員  
6月および12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ現行の1.0月  
分から0.025月分引き上げ、1.025月分（定年前提任用短時間勤務職員につい  
ては、それぞれ現行の0.575月分から0.0125月分引き上げ、0.5875月分）と  
し、6月および12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ現行の1.2  
月分から0.025月分引き上げ、1.225月分（定年前提任用短時間勤務職員につ  
いては、それぞれ現行の0.575月分から0.0125月分引き上げ、0.5875月分）  
とすること。

## ② 福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例 の改正

### ア 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

[https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/jinji-i/r5kankoku\\_d/fil/kankoku.pdf](https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/jinji-i/r5kankoku_d/fil/kankoku.pdf)

### イ 期末手当について

- (ア) 令和5年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を現行の 1.65 月分から 0.1 月分引き上げ、1.75 月分とすること。

(イ) 令和 6 年 6 月期以降の支給割合

6 月および 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ現行の 1.65 月分から 0.05 月分引き上げ、1.7 月分とすること。

③ 福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の改正

ア 給料表

現行の給料表を別記第 3 のとおり改定すること。

[https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/jinji-i/r5kankoku\\_d/fil/kankoku.pdf](https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/jinji-i/r5kankoku_d/fil/kankoku.pdf)

イ 特定任期付職員の期末手当について

(ア) 令和 5 年 12 月期の支給割合

期末手当の支給割合を現行の 1.65 月分から 0.1 月分引き上げ、1.75 月分とすること。

(イ) 令和 6 年 6 月期以降の支給割合

6 月および 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ現行の 1.65 月分から 0.05 月分引き上げ、1.7 月分とすること。

④ 改定の実施時期

この改定は、令和 5 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、①のイの(イ)の b、②のイの(イ)および③のイの(イ)については、令和 6 年 4 月 1 日から実施すること。

### 3 勤務条件に関する措置の要求の状況

この制度は、職員の労働基本権を制限した代償措置として、職員としての地位に基づく経済的権利を確保するために設けられたもので、職員が給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、苦情、不満のある場合、人事委員会に対して地方公共団体の当局により、適当な措置が取られることを要求する権利を認めようとするものです。

#### (1) 措置要求の状況

令和5年度における措置要求事案はありません。

### 4 不利益処分に関する審査請求の状況

この制度は、任命権者によって不利益処分を受けたと思う職員から適法な審査請求があったとき人事委員会はそれを受理し、必要な調査、審査を行い、その結果に基づいて、当該処分が妥当であるとするときはそれを承認し、違法不当であればこれを修正または取消し、さらに必要があれば給与の回復等必要な是正措置を指示することにより職員の利益を保護し、人事行政の適正化を図るものです。

#### (1) 審査請求の状況

令和5年度の処理状況は下表のとおりです。

取扱件数			処理件数					次年度 繰越件数
令和4年度 繰越件数	令和5年度 新規件数	合計	却下	取下げ	打切り	判定	合計	
1	0	1	0	0	0	1	1	0